

日本グループ・ダイナミックス学会諸規程

賛助会員規程

本 則

第1条（目 的） 本規程は、日本グループ・ダイナミックス学会会則第5条「賛助会員はこの会の事業に財政的援助をなす者で理事会が承認した個人、法人または団体とする。」に基づき設けるものである。

第2条（資 格） この会の目的に賛同し、この会の事業に財政的援助をなす者として正会員より推薦があった個人、法人または団体の中より、常任理事会が理事会に提案し、理事会の3分の2以上の賛同を得た者を賛助会員とする。

第3条（会費および特典） 日本グループ・ダイナミックス学会会則細則第24条の規程に基づき、年会費を一口20,000円とする。年会費二口以上の会員には、日本グループ・ダイナミックス学会大会の開催の案内、「実験社会心理学研究」（2冊／年）、学会会報（ぐるだいニュース）を送付する。年会費一口の会員には、大会開催の案内と学会会報を送付する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

この改定規程は2015年3月31日より施行する。